

城北病院に 3 名の研修医が入職しました



4 月 24 日の『まつもとてい』の昼食会に、4 月から城北病院で初期研修を始めた研修医 3 名が参加させていただきました。城北病院の医師研修では患者から学ぶこと・多職種から学ぶことにあわせ、地域や住民の方々から学ぶこともとても大切にしています。毎年、5 月から友の会担当支部活動に参加する前に、『まつもとてい』サロンに参加される皆さんのお話を聞く機会を作っています。今回、参加した研修医からは、「城北病院との結びつきが強く、その城北病院の研修医ということで、様々な質問や期待の声をかけてもらった」との感想がありました。

また、城北病院では 2017 年 4 月から金沢大学医学部 5 年生の正規の授業の一部として総合診療科の医学生実習受け入れを始め、これまで 28 名の医学生が実習を終了しました。実習では、病気を診るのではなく人を診る経験を重視していますが、その一つとして『まつもとてい』の昼食会への参加をスケジュールに入れていきます。医学生からは「こういう場所が近くにあれば安心できますね」などの感想が寄せられています。

研修医や医学生にとって『まつもとてい』は地域を学び、地域に求められる医師像を考える大事な場になっています。これからもよろしくお願ひします。

城北病院事務次長 洲崎みゆき



夏物ゼロ円ショップを開店



6 月 19 日(水) 10:00~11:00
まつもとていサロン

サロン会場にて、夏物衣類や日用品を展示、ゼロ円で販売します。

どうぞ気軽においで下さい。

※提供して下さる方は、新品またはクリーニング済みの品をお願いします。
保管場所がないので、なるべく開催日近くに届けて頂けると有り難いです。

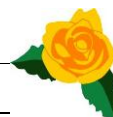
まつもとていサロン日程



毎週水曜日：午前 10 時～午後 3 時開いています。

場所：まつもとてい

<6～8月の主な行事>



6月19日(水)	サロン	夏物ゼロ円ショップ
7月3日(水)	サロン	七夕まつり 議会報告
7月7日(日)		小アジ釣り
7月10日(水)	サロン	アジを食べる会 (釣れたら…)
7月24日(水)	サロン	第46回生活保護学習シリーズ
8月3日(土)		平和盆踊り 菜の花薬局駐車場

「緩和ケア」「無料低額診療制度」を学ぶ ～第45回生活保護学習会～

5月22日(水)「まつもとていサロン」で10人が参加して、城北病院医療ソーシャルワーカーの吉原さんと北崎さんを講師に学習しました。

まず北崎さんの「緩和ケア」については、城北病院が4月から開始している緩和ケア病棟は県内3番目であること、差額ベッド代をとらないこと、金沢駅の近くなので車がなくても行けることなど特徴点が報告されました。参加者からは、「緩和の意味は?」「治療はどうなるか?」「痛みの強い場合、薬を使うか?」「現在は何室か?」など多数質問も出ました。まだわからない点もあり、「もう少し時間があれば詳しく知りたい」との感想もありました。

吉原さんからは無料低額診療で城北病院・診療所などで行っていることが報告されました。参加者の中で該当されない方もいたため、「周りに対象者の方がいたら知らせしてほしい」と訴えられました。切実な声として、診療所の医療費よりも薬代が高いことが出され、県や市に対して今後の運動も必要ですという事でした。双方で確認したことは「まず相談することが大事やね」という事でした。



お花見は室内で



今年の花見会は4月10日に25名の参加で行いました。好天が続いていたのですが、この日だけ天候が悪く、昨年引き続き室内で開催しました。

花見の雰囲気を出そうと金沢市内の桜の映像を流しました。皆さん「どこの桜や?」と言いながら花見を楽しみました。

また、花見弁当は、スタッフが事前に準備し当日も朝早くから折詰して豪華な弁当を作り、みんなに喜ばれました。

相談室と新入職員も参加し、ジェスチャーゲームも行い花見気分を満喫できたサロンでした。



いのちのとりで裁判（生活保護裁判）



弁護士会館での報告会の参加者

3月7日（木）生活保護基準引き下げ違憲訴訟第16回口頭弁論が行われました。

参加者は、弁護団6名、原告団3名、傍聴者39名で、報告集会には46名が参加しました。

松本弁護士より、「準備書面の内容について、高田教授の意見書を提出した。憲法25条とそれに基づく生活保護法8条2項をどう考えるかという観点にたつと、今回のやりかたはおかしい」と報告がありました。

徳田弁護士より、「国の反論について、生活扶助CPIはこれまでの主張を繰り返しているのみで、ちゃんとしたものがでてこない。上藤書面に対する反論の再反論は6月10日に行う。今後の運動では、名古屋地裁に集中する。3月の期日から白井さんも含めた学者の証人尋問が行われ、判決を迎えていく。」と報告がありました。



次回、第17回口頭弁論は、6月10日(月)13:30~です。傍聴席をうめつくしましょう。

ご存知ですか？

判断能力が低下してきた場合に利用できる「日常生活自立支援事業」

城北病院 医療ソーシャルワーカー 伍賀道子

年を重ねるごとに、物忘れの心配がでてくる方も多いと思います。特に一人暮らしの場合や親族がいない場合には、年金や生活保護費などの収入の管理、公共料金や家賃の支払い、様々な行政関係の書類の手続きに不安を感じる方が多いのではないのでしょうか。

このように認知症の高齢者や、知的障害者、精神障害者のうち判断能力が不十分と思われる方が、安心して地域で生活を送ることができるよう、利用者との契約に基づいて福祉サービス等の利用援助を行う「日常生活自立支援事業」という制度があります。

この制度の援助の内容の範囲は、福祉サービスの利用の援助、苦情解決の援助、行政手続きなどに関する援助が対象となります。その他、日常的な金銭管理や、定期的な訪問による生活相談などが行われます。

利用手続きは、お住まいの自治体の社会福祉協議会が窓口になります。利用するには、利用契約希望者の生活状況の把握をした上で、契約内容が判断できる能力があることが必要となります。契約がされたあとは、1回あたり1時間1200円の負担がかかりますが、生活保護を受給している場合には利用料がかかりません。



小アジ釣り会

日時：7月7日（日）朝8時30分～

内灘海岸で小アジを釣ります。8時00分に友の会事務所集合。車2台（要予約8人）
餌台100円（当日集めます）飲み物各自持参。 竿の有無は聞きます。

釣ったアジは10日（水）サロンで天ぷらにして食べます。

連絡先：090-6275-5657（友の会・寺中）

自転車いいませんか？

「生きがいとはなにか」を読んだ人から、自転車をもらいました。富山南砺市で高校生が乗っていたらしいのですが、切り替えが付いています。

取得した人は登録と自転車保険の費用はかかります。早い人に譲ります。

連絡先 090-4684-0607(藤牧・ゆるり)

